

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

訓令

○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

訓令

福島県訓令第十五号

本庁 機関
出先 機関

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表県民健康管理調査に係る調査の実施の企画及び関係機関との調整に関する業務に

「福島市光が丘一番地

（公立大学法人福島県立

科大学）

を

福島市栄町一〇番二一号

「福島市光が丘一番地

（公立大学法人福島県立

科大学）

従事する職員の項中

医

に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年六月一日から施行する。

（行政経営課）



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所
株式会社 第一 印刷